

契 約 書 (案)

- 1 業務名 令和7年度愛知県教員研修業務
- 2 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年2月20日まで
- 4 契約保証金 愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき契約金額の100分の10とする。
ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は免除することとする。
- 5 業務内容 別紙「令和7年度愛知県教員研修業務委託仕様書」のとおり
- 6 その他特約事項 別紙「情報セキュリティに関する特約条項」のとおり

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和7年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県教育委員会教育長 川原 馨

乙 住所（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第2条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第3条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第7条 乙は、受託した業務が完了したときは、遅延なく完了届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された完了届の検査を10日以内に行う。

3 検査の結果、不合格であったときは、乙は、甲の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は、乙の負担とする。

4 第2項および第3項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第8条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額と

する。

3 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第 9 条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条の規定に基づいて年 2.5 パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第 2 号又は第 4 号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除

することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第12条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第14条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認め

られる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第 15 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 16 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第 17 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

令和7年度愛知県教員研修業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度愛知県教員研修業務

2 目的

教職員による不祥事が大きな社会問題となっている。ひとたび教職員が不祥事を起こせば、当該校の児童生徒や保護者はもとより、地域や関係団体、さらには愛知県の教育全体に対する信頼を大きく損なうことになる。

愛知県教育委員会が従来内部で実施していた不祥事防止に関する研修を、外部の視点から現状の問題をとらえ実施することにより、職員のコンプライアンス意識を向上させ、不祥事の防止等に努める。

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

4 対象の研修

- (1) 高等学校、特別支援学校
 - ・管理職パワーアップ講座（教頭）
 - ・管理職パワーアップ講座（部主事）
 - ・高等学校中堅教諭資質向上研修、特別支援学校中堅教諭資質向上研修
- (2) 小中学校
 - ・小中学校新任教頭研修

5 委託内容

(1) 研修の実施

以下の研修に係る企画、講師派遣、教材の作成等、研修の実施に必要な業務全般。

① 管理職パワーアップ講座（教頭）

日時
令和7年10月31日（金）予定 午後2時30分から3時30分まで（60分）
受講対象者
県立高等学校及び特別支援学校（豊橋市立、瀬戸市立、刈谷市立、豊田市立を含む。以下すべて同様）の副校長・教頭全員
受講人数
約350人
研修会場
愛知県総合教育センター（愛知郡東郷町諸輪上鉾68）
使用可能施設及び設備
ア 講堂（定員350人程度） イ 講師用ノートパソコン ウ プロジェクター（HDMI端子の接続ケーブル含む） エ スクリーン
研修目的等
ア 目的 不祥事を未然に防止するためには、管理職のリスクマネジメントが重要である。学校現場で起こりうる不祥事を題材とした校内研修の方法に加え、不祥事が起きた時の初動対応に関する研修を実施し、管理職として、職場での不祥事防止についての意識高揚と校内研修体制の充実、危機管理能力の向上を図ることを目的として、本研修を実施する。
イ 到達目標 管理職に必要な危機管理能力、不祥事防止に向けた校内研修の手法、スキルを学び、日頃からの学校管理業務や不祥事防止に向けての取組に活用するとともに、不祥事が起きた際に的確に対応するための考え方やノウハウを修得する。

ウ	身に付けさせたい主な能力・ノウハウ等 <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事防止に向けた職場の意識の高揚とそのため校内研修の手法 ・不祥事が起きた際の初期対応
研修方法	
ア	研修方法 講義 ※講堂で研修生全員が参加しての講義。
イ	派遣講師数 講義 1人
ウ	カリキュラム 打合せの上、決定する。
エ	留意点 受講者が実践的な知識や技能を身に付けられるようにすること。

② 管理職パワーアップ講座（部主事）

日時	
令和7年9月30日（火） 対面：午後2時30分から午後3時30分まで eラーニング研修用の撮影：午後4時00分から午後5時00分まで（各60分） ※研修の主な内容は一緒	
受講対象者	
対面：県立特別支援学校の部主事各校代表1名 eラーニング研修：県立特別支援学校部主事代表以外	
受講人数	
対面：約40人×1回＝約40人 eラーニング研修：約60人	
研修会場	
対面：愛知県自治センター 6階 602及び603会議室 eラーニング研修用の撮影：自治センターもしくは、自治センター付近の会議室（会議室が決まり次第連絡します。）	
使用可能施設及び設備	
ア	会議室（定員100人程度）
イ	講師用ノートパソコン
ウ	プロジェクター（HDMI端子の接続ケーブル含む）
エ	スクリーン
研修目的等	
上記①に同じ	
研修方法	
ア	研修方法 各県立特別支援学校代表1名：講義及び演習 代表以外：講義をeラーニング研修用で撮影
イ	派遣講師数 1人以上
ウ	カリキュラム 打合せの上、決定する。
エ	留意点 受講者が実践的な知識や技能を身に付けられるようにすること。
オ	その他 本業務により作成されるeラーニング研修のコンテンツの使用期間は令和8年3月31日までとし、本研修の受講対象者以外の閲覧は不可とする。

③ 高等学校中堅教諭資質向上研修、特別支援学校中堅教諭資質向上研修

日時	令和7年12月26日(金) 午前10時50分から11時40分まで 午後1時00分から1時50分まで(各50分) ※同じ研修を高等学校と特別支援学校の2回に分けて行う。
受講対象者	県立高等学校及び特別支援学校10年経験者の教員(9年経験者の一部の教員を含む)
受講人数	高等学校 約300人、特別支援学校 約120人
研修会場	愛知県総合教育センター(愛知郡東郷町諸輪上鉾68)
使用可能施設及び設備	ア 講堂(定員350人程度) イ 大講義室(定員150人程度) ウ 講師用ノートパソコン エ プロジェクター(HDMI端子の接続ケーブル含む) オ スクリーン
研修目的等	ア 目的 不祥事を未然に防止するためには、教職員一人一人の教育公務員としての自覚と責任感が重要である。学校現場で起こりうる不祥事や、最近問題となっているSNSを利用した不祥事を題材とした講義や実習を通じて、教職員それぞれの立場や状況等で陥りやすい不祥事を理解し、個人として不祥事を起こさないようにするとともに、学校組織として不祥事を防止する手立てを研修する。教職員として、不祥事防止についての意識高揚と所属校における校内研修の充実を図ることを目的として、本研修を実施する。 イ 到達目標 不祥事防止に向けた意識高揚とそのための校内研修の手法、スキルを修得する。 ウ 身に付けさせたい主な能力・ノウハウ等 不祥事防止に向けた個人の意識の高揚と校内研修の手法
研修方法	ア 研修方法 講義及び演習(1つの教室で行う。)※状況によりZoom配信などの方法をとることもある。 イ 派遣講師数 1人以上 ウ カリキュラム 打合せの上、決定する。 エ 留意点 受講者が実践的な知識や技能を身に付けられるようにすること。

④ 小中学校新任教頭研修～管理監督者の危機管理とコンプライアンス～

日時	令和7年10月24日(金) 予定 午前10時30分から12時20分まで(110分) ※講堂から各講義室への移動時間5～10分間を含む。
受講対象者	令和7年度に初めて教頭の職に就いた教員
受講人数	約105人
研修会場	愛知県総合教育センター(愛知郡東郷町諸輪上鉾68)
使用可能施設及び設備	

<p>ア 講堂（定員 350 人程度） イ 講義室（定員 40 人程度） 5 部屋（無線 LAN 使用可） ウ 講師用ノートパソコン エ プロジェクター（HDMI 端子の接続ケーブル含む） オ スクリーン カ 書画カメラ（5 台まで使用可能） キ 黒板</p>
<p>研修目的等</p>
<p>ア 目的 ・教頭は、教職員の職務上、身分上の監督をする立場にあることを自覚させる。 ・教頭は、研修内容をもとに、自校の校内研修を実施し、全教職員のコンプライアンス意識を向上させる。</p> <p>イ 到達目標 ・コンプライアンスの意識を向上させ、校内研修の具体的なイメージをもつこと。</p> <p>ウ 育成指標 ※別紙参照（教頭は、【教諭】第3ステージ及び【校長】の指標を参照しつつ、校長の補佐役としての役割を意識し、資質・能力の向上を目指す）</p>
<p>研修方法</p>
<p>ア 研修方法 講義及び演習 ※講堂で研修生全員が参加しての講義の後に、5つの部屋に分かれて演習を行う。 ※必要に応じて、受講者への事前課題依頼可能</p> <p>イ 派遣講師数 講義 1人、演習 最大5人（演習を複数の教室に分かれて行うため、それぞれの教室に1人の講師を配置することが望ましい。講義の講師と演習の講師は兼任可能とする。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《演習イメージ・要望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修者がコンプライアンス意識をもてる演習内容にする。 ・コンプライアンスという視点で、管理職として自分の学校の現状を洗い出し、どのような点に留意し、具体的にどのような取組をしていくことがよいのかを、明確にする。 ・未然防止という視点で、どのような取組が有効なのか、愛知県の現状を踏まえた具体的な危機管理について受講者同士で情報交換、情報共有ができる。 <p>※講義の中では、厳しさをもってコンプライアンス意識を高める効果的な方法を示すこと。</p> <p>※講義の中では、小規模、中規模、大規模で使えるような方法で民間の目線からの内容があることが望ましい。</p> </div>

(2) 業務報告書の作成

研修の実施状況及び実施結果をまとめた業務報告書を作成し、紙媒体2部及び電子データ（電子メール可）にて、令和8年2月13日（金）までに提出すること。

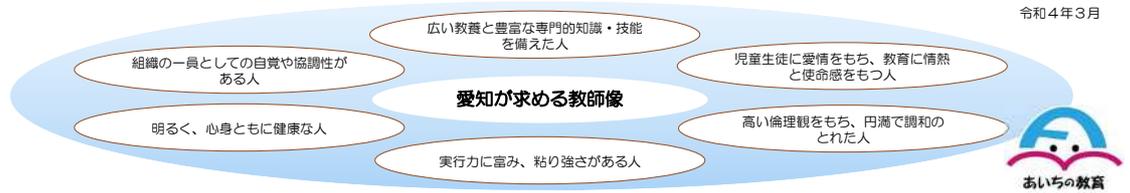
6 その他

- (1) 研修の時間及び受講人数は、公告時点の予定であり、変更となる可能性がある。災害や天候等、県教育委員会のやむを得ない事情により研修日程等の変更が必要になった場合には、協議を行うものとする。
- (2) 研修を実施するに当たっては、企画提案の際、上記「研修目的等」「研修方法」に基づき県教育委員会に提示した内容・方法から逸脱しないこと。また、本仕様書以上の要件及び条件等を提案した場合には、それを順守すること。
- (3) 講師について、その特性及び研修の実施状況などにより、変更が必要になった場合

には、協議を行うものとする。

- (4) 委託料には、企画料、講師派遣料、講師派遣旅費、教材費その他研修に要する一切の費用を含むものとする。
- (5) 愛知県情報公開条例に基づき、開示請求のあった場合には請求者に対してテキスト類を開示する可能性がある。
- (6) 事前課題の有無(ある場合は資料の送付まで)、研修当日の準備機材(ノートパソコン、プロジェクター等)、講師の来所詳細(到着時間、場所)及び研修形態(講義形式、演習形式等)を別途指定する日までに教職員課に連絡すること。
- (7) (6) の研修当日の準備機材等の最終確認を研修2週間前までに行うものとし、テキスト類は目安として研修の1週間前に別途指定する場所に送付するものとする。
- (8) 上記5 (1) ①、②、④の研修の受講者は、受講後に各学校において校内研修を行うため、これを想定した研修を企画すること。校内研修の際、研修で使用したテキストを複写して各学校に所属する教職員に配付することを前提とする。ただし、講師がテキスト本体の複写・配付を認めない場合は、校内研修で使用するために、研修の要点をまとめた資料(A4判1～2枚程度)をテキストとは別に提供することも可能とする。企画提案書に、テキストの複写・配付の可否及び要点をまとめた資料提供の可否を明記すること。

愛知県 教員育成指標 【教諭】



ステージ	愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する	
素質・能力	<p>教育的愛情・使命感・責任感 ○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。</p> <p>倫理観・人間性・行動力 ○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間性を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。</p> <p>自己教育力・創造的思考力 ○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。</p> <p>コミュニケーション力 ○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。</p>				
素養	児童生徒理解	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもち、 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもち、	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとする。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。	
	学習指導	○適切な発問や読みやすい板書、ICTの活用、意図的な環境の構成などの基本的な授業力を身に付け、児童生徒の主体的な学びを引き出す指導力を培い、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組む。 ○児童生徒の実態を把握し、授業のねらいを明確にして教材教具の工夫をするなど、事前の教材研究の大切さを理解して授業をする。 ○他の教員から学ぶなど自分の指導を改善しようとする。	○児童生徒の身近な社会・生活につながるような授業・単元の構想の工夫をし、ICTも活用しながら、主体的な学びを支える指導技術に習熟し、個別最適な学びや協働的な学びの実現を図る。 ○自らの授業改善、指導力向上に努めるとともに、専門性を高め、他の教員の授業に対して適切な助言をする。 ○校内研究会、校外研修会の企画・運営に携わり、校内研究体制の推進を図る。	○高い専門性を基に、周りにある教育資産や新しい指導方法、ICTを効果的に取り入れ、他の教員の模範となる主体的な学びの実現に向けた授業を行う。 ○学力向上や授業改善、授業評価などの視点を常にもち、学年や教科の授業改善をリードする。 ○学校全体の学習指導上の諸課題を把握し、校内の教育課程や授業づくりについて改善の視点で考え、組織的に実践を進める。	
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えたとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気づき、適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをやる。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
	学級経営・学年経営・学校運営	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育の意義や教育に関する今日的な課題などの教育に関わる情報を積極的に得ようとしている。	○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教科経営の方針を立て、一貫性のある指導を行う。 ○学級内における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内組織での自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○学年や教科、分掌などの運営の中核となって、学校教育目標の実現に向けて工夫改善する。 ○分担された校務分掌について、目標や改善の視点を明確にして調整・実行する。 ○児童生徒同士のコミュニケーションを促進するとともに、個の特性を的確に捉え、学年や分掌における課題に応じた適切な対応策を提案する。 ○経験の浅い教職員に積極的にアドバイスをし、学校全体の組織力の強化を図る。	○学年経営や学校運営に参画し、課題の解決を図るとともに、他の教職員の学級・学年経営に適切な指導、助言を行う。 ○学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、改革意識をもって教育活動を活性化させる。
マネジメント	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。
	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○チームリーダーとして、教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに応じた支え、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
	地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。 ○地域に貢献する活動を企画・調整する。

※特別支援学校においては幼稚部を含む。

愛知県
教員育成指標
【校長】

※教頭については、【教諭】第3ステージ及び【校長】の指標を参照しつつ、校長の補佐としての役割を意識し、資質・能力の向上を目指したい。



ステージ		トップリーダーとして教育活動を推進する
資質・能力	教育的愛情・使命感・責任感	<ul style="list-style-type: none"> ○校長としての高い見識と専門性に裏打ちされた教育理念をもつ。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。
	倫理観・人間性・行動力	<ul style="list-style-type: none"> ○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒及び教職員の手本となるような立ち振る舞いに心がけ、児童生徒、保護者、地域等との信頼関係を築こうとする。 ○包容力をもち、児童生徒及び教職員の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。
	自己教育力・創造的思考力	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、慣習や前例にとらわれず、目的達成のために新たな考えを構築し、取り組もうとする。
	コミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none"> ○校内での教職員との日常的な情報共有を大切にするとともに、校外での地域・関係諸機関等との折衝力を高めることに努める。
素養	教育課題の把握・学校経営ビジョンの明示	<ul style="list-style-type: none"> ○国や県、市町村の動向を視野に入れ、時代の流れや地域性を考慮しながら、自校を取り巻く環境の特性を認識するとともに、教育課題を把握する。 ○教育活動の目標や方針、重点目標を定め、具体的な学校運営の企画・改善につながるようなビジョン（到達目標の明確化、実現プロセスの明示など）を示す。
	企画・構想力	<ul style="list-style-type: none"> ○教育目標や方針、重点目標について、学校評価や自己評価を分析し、課題に対して新しい改善策を企画する。 ○時代が求める学校の在り方を常に模索しながら、慣例にとらわれず改革意識をもって新しい発想に努める。 ○市民感覚・民間経営感覚に学び、その考え方、手法などを必要に応じて活用する。
	教職員理解・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対する面談や授業観察とともに、教頭などとの情報交換を常に行い、教職員の現状把握に努める。 ○分担した教職員の業務を見守るとともに、状況を把握し、支援・助言しながら的確に評価する。 ○教職員の持ち味や新しいアイデアを積極的に引き出し、学校運営に生かす。 ○主任などを中心に教職員の協働性を育むとともに、OJTを推進し、経験の浅い教職員の育成に努める。
	組織運営・人材活用	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が協働して教育活動を推進するために、職員会議などで具体的な方針や考えを示す。 ○教職員の能力・適性を的確に把握し、一人一人の教職員が意欲をもって活動できる機会や職務を与え、組織を運営する。 ○組織運営を適切に行うことにより、職場環境を適正に保ち、教職員の心身の健康に留意する。
	財務管理	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保という視点から施設管理に努める。また、児童生徒のための教育環境整備という視点からICTや先端技術を含めた備品等の充実に努める。そのために予算の計画的・効率的な執行に努める。 ○事務職員との日常的な連携に取り組み、情報共有に努める。
	学校安全・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保を最優先とし、教育活動における学校安全についての重要性を全教職員に常に意識させる。 ○学校安全マニュアルの遵守と事故・事件の事例を基にした危機管理マニュアルの改善を図るとともに、必要に応じてシミュレーションなどに取り組む。 ○学校の危機管理（事前・事後）について、校内組織と関係諸機関との調整を迅速に図り、的確に判断し、指示をする。
	地域社会との連携・折衝	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、関係諸機関に対して、学校の教育方針等を発信する機会の確保に努め、明確に説明責任を果たす。 ○家庭・地域からの様々な要望を的確に把握するとともに、地域社会との協力体制を構築し、地域資源を教育活動に生かす。

別記

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあつて直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第 6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等 (電磁的記録を含む。以下同じ。) を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第 8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第 9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第 10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理 (再委託先による管理を含む。) のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第 11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第 12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第 13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第 14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあること

を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は県の機関、乙は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略すること。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査(甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。